

契約番号:

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

別紙 2-1

工事名:

[記入方法]: 該当する項目の□にレマークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	対象 評価 ☐ ☐ [評価対象項目] 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ☐ その他(理由:)	※上記評価対象項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
	対象 評価 ☐ ☐ [評価対象項目] 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ ☐ その他(理由:)	※上記評価対象項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

契約番号:

工 事 名:

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

別紙 2-2

1/2ページ

[記入方法]:該当する項目の□にレ マークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他（理由：（ ）） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1. について) 【共通】 ・ 切土・盛土の土工量:10 万m3以上 ・ 護岸・築堤の平均高さ:5m 以上 ・ トンネル(シールド)の直径:4m 以上 ・ ダム用水門の設計水深:13m以上 ・ 樋門又は樋管の内空断面積8m2以上 ・ 揚排水機場の吐出管計:1,000mm以上 ・ 堰又は水門の扉体面積:25m2/門以上 ・ トンネル(開削工法)の開削深さ:10m以上 ・ トンネル(NATM)の内空平均面積:50m2以上 ・ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:150m2以上 ・ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:5m以上 ・ 地滑り防止工:幅50m以上かつ法長75m以上 ・ 浚渫工の浚渫土量:50万m3以上 ・ 流路工の計画高水流量:250m3以上 ・ 砂防・治山ダムの堤高:8m以上 ・ ダムの堤高:75m以上 ・ 転流トンネルの流下能力:200m3/s以上 ・ 橋梁下部工の高さ:15m以上 ・ 橋梁上部工の最大支間長:50m以上 ・ 治山ダムの堤高4m以上 【環境森林】 ・ 切土及び盛土の合計土工量:5万m3以上 ・ 護岸、土留工高:8m以上 ・ トンネル内空断面積:20m2以上 ・ 山腹工 施工面積:1ha以上 ・ 橋梁下部工高さ:15m以上 ・ 橋梁上部工最大支間長:30m以上 ・ 林道開設延長:1500m以上 【農政】 ・ 切土及び盛土の合計土工量:5万m3以上 ・ 開水路工流量:20m3/s以上 ・ 推進工の管径(羽口、泥水加圧):2000mm以上 ・ 頭首工径間数:4以上 ・ ゲート工面積:50m2以上 ・ 水路トンネル(従来工法) 高さ:H>4m、又はH<1.8m (2. について) 【共通】 ・ 砂防・治山工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ・ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道 内の流水部における橋脚の撤去工事 ・ 供用中の道路トンネルの拡幅工事 (3. について) 【共通】 ・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		Ⅱ 作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他（理由：（ ）） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 (人口集中地区、日交通量が多い道路で片側交互通行の交通規制をした工事、作業範囲が広範囲に分布している工事を除く。)	(4. について) 【共通】 ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 【農政】 ・ 供用中のトンネル等の直上での工事。 (5. について) 【共通】 ・ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 【農政】 ・ 通水中の水路等の工事 (6. について) 【共通】 ・ 市街地での夜間工事。 ・ 人口集中地区などでの工事。(最大6点) 【統合型GIS人口集中地区図参照】 ☐ 10,000人／km2以上 6点 ☐ 8,000人／km2以上 5点 ☐ 6,000人／km2以上 4点 ☐ 4,000人／km2以上 3点 ☐ 2,000人／km2以上 2点 ☐ 1,000人／km2以上 1点 ☐ DID地区 1点 (7. について) 【共通】 ・ 日交通量が多い道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 【H22交通量一覧参照】 ☐ 10,000台以上 6点 ☐ 8,000台以上 5点 ☐ 6,000台以上 4点 ☐ 4,000台以上 3点 ☐ 2,000台以上 2点 ☐ 1,000台以上 1点 ・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) 【共通】 ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。

		(9. について) [共通] - 作業範囲が広範囲に分布している工事。 <table border="0"> <tr> <td>☐ 7箇所以上 6点</td> <td>☐ 6箇所以上 5点</td> <td>☐ 5箇所以上 4点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4箇所以上 3点</td> <td>☐ 3箇所以上 2点</td> <td>☐ 2箇所以上 1点</td> </tr> </table> (10. について) [共通] - 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 - その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。	☐ 7箇所以上 6点	☐ 6箇所以上 5点	☐ 5箇所以上 4点	☐ 4箇所以上 3点	☐ 3箇所以上 2点	☐ 2箇所以上 1点
☐ 7箇所以上 6点	☐ 6箇所以上 5点	☐ 5箇所以上 4点						
☐ 4箇所以上 3点	☐ 3箇所以上 2点	☐ 2箇所以上 1点						
	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他（理由： _____ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11. について) [共通] - 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) [共通] - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 - 集中豪雨による災害又は積雪等により工程や施工方法に制約を受けた工事にもかかわらず当初工期内で完成させた。 (13. について) [共通] - 急峻な地形のため、作業構台や作業床・施工ヤードの設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 - 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う崩落防止対策等の安全対策を必要とした工事。 - 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 - 主たる工種で山林砂防工が適用となる箇所の工事。 [環境森林] - 治山工事で山地災害危険地区に指定された区域内における工事。 - 山腹工事で、ケーブルクレーンやモノレールなど運搬手段に制限があり、機械使用など施工に制約を受けた工事（法面工は除く）。 - 山腹工事で床堀等が人力以外に不可能である工事。 (14. について) [共通] - 貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) [共通] - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。						
	Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）。 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他（理由： _____ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(16. について) [共通] 長期工事 例えば(設計工期15ヶ月間等)や変更事由が発生して15ヶ月間になった場合で、現場での工期が12ヶ月を超えた工事。						
評価	評点： _____ 点 (最大20点)							

※1. 工事特性は最大20点の加点点評価とする。

※2. 一般監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、一般監督員等の意見も参考に評価する。

契約番号：

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

別紙 2-3

工 事 名：

[記入方法]:該当する項目の□にレ マークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bよりも優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		対象	評価	[評価対象項目]		
		☐	☐	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。		
		☐	☐	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。		
		☐	☐	定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		
		☐	☐	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。		
		☐	☐	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。		
		☐	☐	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。		
		☐	☐	その他(理由:)		
				※上記評価対象項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。		

契約番号:

工事名:

[記入方法]: 該当する項目の□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目別運用表(土木)

別紙 2-4

(工事担当係長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7.法令遵守等 (工事事故等による減点)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 該当なし</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満</td><td>-8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 文書注意</td><td>-5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td><td>-3点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. 発注者指定型のICT活用工事を受注したがICT施工が出来ず履行義務違反として減点。</td><td>-2点</td></tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	☐ 該当なし		☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満	-8点	☐ 6. 文書注意	-5点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	☐ 8. 発注者指定型のICT活用工事を受注したがICT施工が出来ず履行義務違反として減点。	-2点
	措置内容	点数																			
	☐ 該当なし																				
	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																			
	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																			
	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																			
	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																			
	☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満	-8点																			
	☐ 6. 文書注意	-5点																			
	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																			
☐ 8. 発注者指定型のICT活用工事を受注したがICT施工が出来ず履行義務違反として減点。	-2点																				
① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記のとおり適応事例で上表1から8の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 文書注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合は、工事担当係長の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができる。 【上記で評価する場合の適応事例】 ☐ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ☐ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ☐ 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ☐ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ☐ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ☐ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等 ☐ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ☐ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ☐ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ☐ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ☐ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ☐ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ☐ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ☐ 14. 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。 ☐ 15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 ☐ 16. 引き渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ☐ 17. 低コスト調査で虚偽の報告があった。 ☐ 18. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ☐ 19. 発注者指定型のICT活用工事を受注したがICT施工が出来ず発注者が指定したICT施工方法以外の工法で施工した。 ☐ 20. その他(理由:)																					

契約番号:

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

別紙 2-5

工 事 名:

[記入方法]: 該当する項目の□にレ マークを記入する。

(工事担当係長)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7.法令遵守等 (総合評価による 減点)	地元企業の活用計画	
	☐ 地元企業の活用率が加点評価された評価基準どおりの場合。	点数 0点
	☐ 地元企業の活用率が加点評価された評価基準の下限を下回った場合。	-8点
	☐ 評価対象外	0点
	※総合評価落札方式において算定の際に加点された、地元企業の活用計画が活用率の下限を下回った場合は『不履行』を選択する。	